

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

MARCH 14TH 2018

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 2017年地域別の所得・消費水準ランキング 東部沿海地域がリード

【貿易・投資】

- 2月の貿易統計 輸出は前年同月比+44.5% 輸入は同+6.3%

【産 業】

- 1-2月の国内携帯出荷台数 前年同期比 25.2%減

【金融・為替】

- 2月の外貨準備高 13ヶ月ぶりに減少
- 2月のクロスボーダー人民元決済額
- 1-2月の人民元新規貸出 前年同期比 5,407 億元増

■ RMB REVIEW

- 緩やかな元安基調が継続

■ EXPERT VIEW

- 税務上の損金算入制限費用と企業所得税確定申告の注意点

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆2017年地域別の所得・消費水準ランキング 東部沿海地域がリード

国家統計局はこのほど、2017年の31省・自治区・直轄市の都市部一人当たり年間可処分所得と消費支出の指標を発表した。

31地域の都市部一人当たり年間可処分所得の上位3位は、上海市(62,596元)、北京市(62,406元)、浙江省(51,261元)が占めた。上位10位までの地域は第9位の内モンゴル自治区を除き、全て東部沿海地域が占めた。下位3位は黒龍江省(27,446元)、甘肅省(27,763元)、吉林省(28,319元)と東北部、西部の省となった。一方、伸び率を見ると、チベット自治区(+10.3%)、青海省(+9.0%)、北京市(+9.0%)が最も高かった。

31地域の都市部一人当たり年間消費支出の上位3位は、可処分所得と同じく上海市(42,304元)、北京市(40,346元)、浙江省(31,924元)が占めた。上位10位までの地域は第9、10位の内モンゴル自治区、湖南省を除き、全て東部沿海地域が占めた。下位3位は広西省(18,349元)、山西省(18,404元)、江西省(19,244元)と中部、西部が並んだ。一方、伸び率を見ると、江西省(+8.8%)、チベット自治区(+8.5%)、山西省(+8.3%)、重慶市(+8.2%)、湖南省(+8.1%)といった中西部地域が8%以上の高い伸びを見せた。

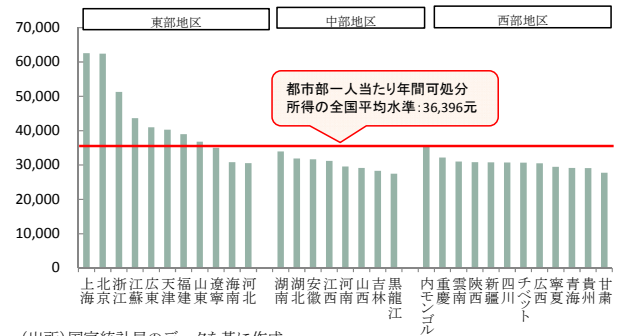
なお、2017年の全国都市部の一人当たり年間可処分所得の平均値は前年比+8.3%の36,396元で、所得のうち61%は給与収入だった。全国都市部の一人当たり消費支出の平均値は前年比+5.9%の24,445元で、消費のうち28.6%は食費に充てられているという。

＜2017年都市部可処分所得と消費支出の地域比較＞

順位	地域	都市部の一人当たり年間可処分所得(元)	前年比	順位	地域	都市部の一人当たり年間消費支出(元)	前年比
1	上海	62,596	8.5%	1	上海	42,304	6.1%
2	北京	62,406	9.0%	2	北京	40,346	5.5%
3	浙江	51,261	8.5%	3	浙江	31,924	6.2%
4	江蘇	43,622	8.6%	4	天津	30,284	6.8%
5	広東	40,975	8.7%	5	広東	30,198	5.5%
6	天津	40,278	8.5%	6	江蘇	27,726	4.9%
7	福建	39,001	8.3%	7	福建	25,980	3.9%
8	山東	36,789	8.2%	8	遼寧	25,379	1.5%
9	内モンゴル	35,670	8.2%	9	内モンゴル	23,638	3.9%
10	遼寧	34,993	6.4%	10	湖南	23,163	8.1%
11	湖南	33,948	8.5%	11	山東	23,072	7.3%
12	重慶	32,193	8.7%	12	新疆	22,797	7.4%
13	湖北	31,889	8.5%	13	重慶	22,759	8.2%
14	安徽	31,640	8.5%	14	四川	21,991	6.4%
15	江西	31,198	8.8%	15	青海	21,473	3.0%
16	雲南	30,996	8.3%	16	湖北	21,276	6.2%
17	海南	30,817	8.3%	17	チベット	21,088	8.5%
18	陝西	30,810	8.3%	18	安徽	20,740	5.8%
19	新疆	30,775	8.1%	19	甘肅	20,659	5.7%
20	四川	30,727	8.4%	20	河北	20,600	7.8%
21	チベット	30,671	10.3%	21	陝西	20,388	5.3%
22	河北	30,548	8.1%	22	海南	20,372	7.1%
23	広西	30,502	7.7%	23	貴州	20,348	6.0%
24	河南	29,558	8.5%	24	寧夏	20,219	▲0.7%
25	寧夏	29,472	8.5%	25	吉林	20,051	4.6%
26	青海	29,169	9.0%	26	雲南	19,560	5.0%
27	山西	29,132	6.5%	27	河南	19,422	7.4%
28	貴州	29,080	8.7%	28	黒龍江	19,270	6.2%
29	吉林	28,319	6.7%	29	江西	19,244	8.8%
30	甘肅	27,763	8.1%	30	山西	18,404	8.3%
31	黒龍江	27,446	6.6%	31	広西	18,349	6.3%

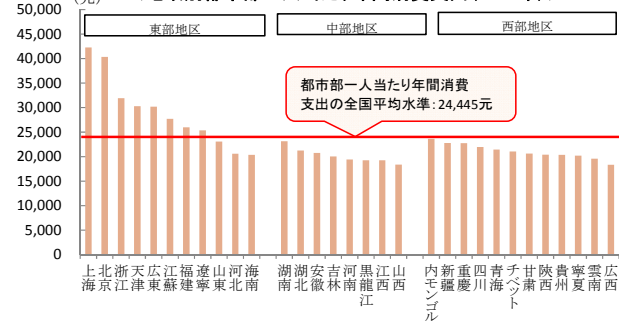
(出所) 国家統計局のデータを基に作成

(元) ＜地域別都市部一人当たり年間可処分所得(2017年)＞



(出所) 国家統計局のデータを基に作成

(元) ＜地域別都市部一人当たり年間消費支出(2017年)＞



(出所) 国家統計局のデータを基に作成

＜2017年都市部一人当たり年間可処分所得の構成比＞

給与収入	61.0%
移転収入(年金・保険等)	17.9%
経営収入	11.2%
資産運用収入	9.9%

＜2017年都市部一人当たり年間消費支出の構成比＞

食品	28.6%
住居	22.8%
交通・通信	13.6%
教育・娯楽	11.6%
医療保健	7.3%
被服	7.2%
生活用品・サービス	6.2%
その他	2.7%

(出所) 国家統計局のデータを基に作成

【貿易・投資】

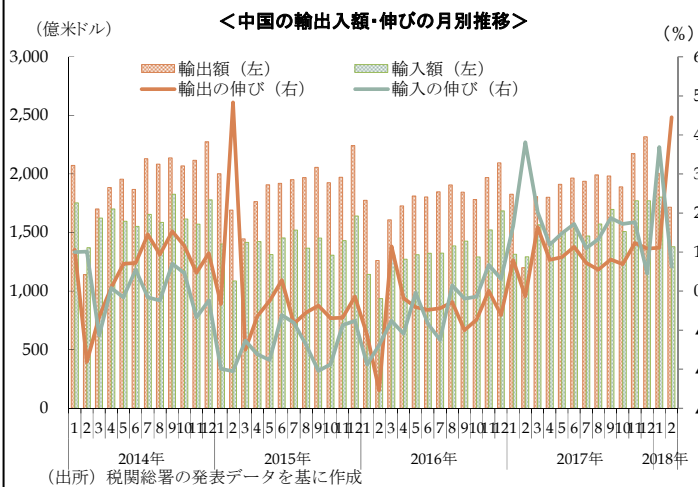
◆2月の貿易統計 輸出は前年同月比+44.5% 輸入は同+6.3%

税関総署が8日に発表した貿易統計速報(米ドル建て)によると、2月の輸出は前年同月比+44.5%(1月:同+11.1%)の1,716.2億米ドル、輸入は同+6.3%(1月:同+36.9%)の1,378.8億米ドル、貿易収支は337.4億米ドルの黒字となった。1-2月の統計は春節の連休時期が年によってずれることに影響されるが、1-2月の累計でも輸出が同+24.4%の3,723.5億米ドル、輸入が同+21.7%の3,180.3億米ドル、貿易収支は543.2億米ドルの黒字と、輸出入共に大きく伸び、世界経済の回復を反映したものと思われる。なお、2月の輸入の伸びの鈍化は、春節前の前倒し生産に伴う1月の在庫積み増しの反動減と見られている。

1-2月の主要貿易相手国・地域別の伸び率を見ると、輸出は、ASEANが同+27.7%、米国+26.6%、EU+24.7%、日本+13.4%となったのに対し、輸入は、ASEANが同+31.5%、米国+12.0%、EU+22.3%、日本+10.9%と、日本の輸出入の伸びはともに全体平均を下回ったほか、米国向け輸出の伸びは輸入の伸びを大きく上回った。

同署は中国の貿易動向について、足元では堅調な推移を維持しているものの、今後は貿易摩擦の激化懸念から、特に、鉄鋼、ソーラー製品、通信関連のハイテク製品等の分野については注意が必要とした。

なお、今後の対外貿易の重点項目について、先般の全人代の政府経済活動報告で謳った運営方針に基き、新たな貿易形態の育成、加工貿易の中西部への移転とイノベーション向上の推進、第1回中国国際輸入博覧会開催による輸入拡大や貿易利便性の向上等に注力するとした。



<2018年1-2月の国・地域別輸出入額と伸び率(トップ10)>

国・地域	輸出入総額	前年比	輸出	前年比	輸入	前年比
米国	958.7	22.2%	693.9	26.6%	264.7	12.0%
日本	477.9	12.1%	228.2	13.4%	249.7	10.9%
韓国	462.0	14.7%	159.3	11.1%	302.7	16.7%
香港	418.0	17.3%	409.0	18.1%	9.0	▲10.2%
台湾	321.5	20.6%	71.3	22.1%	250.1	20.2%
ドイツ	280.8	21.1%	121.0	20.2%	159.7	21.9%
オーストラリア	234.3	11.8%	68.3	20.1%	165.9	8.7%
ベトナム	215.2	56.4%	111.5	32.8%	103.7	93.3%
マレーシア	158.1	23.9%	68.1	24.6%	90.0	23.5%
ロシア	157.7	36.8%	74.7	40.0%	82.9	34.1%

(億米ドル) (出所) 税関総署の公表データを基に作成

【産業】

◆1-2月の国内携帯出荷台数 前年同期比25.2%減

中国工業情報化部傘下のシンクタンクである中国情報通信研究院の9日の発表によると、1-2月の中国国内市場向けの携帯電話出荷台数は前年同期比▲25.2%の5,718.5万台と前年より大きく落ち込んだ。一方、1-2月に発売された新機種は同+29.9%の126モデルと大きく増加した。

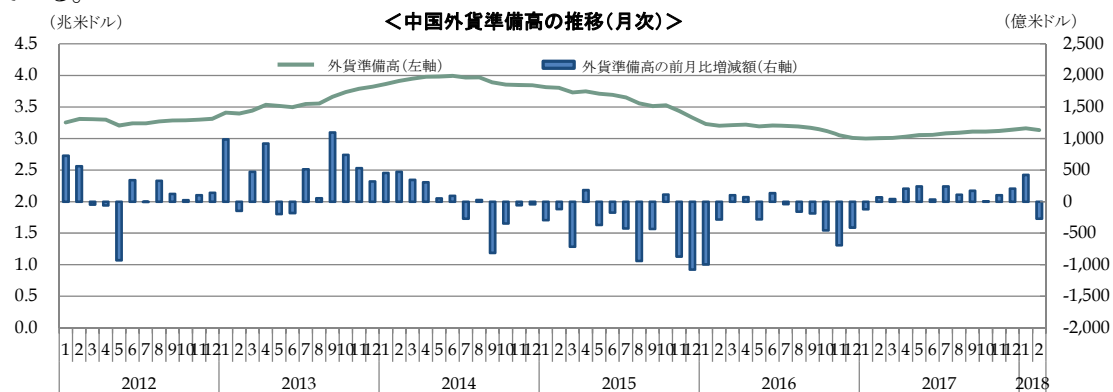
出荷台数のメーカー別構成比では、地場系が85.5%、外資系が14.5%と、地場系が圧倒的なシェアを握っている。タイプ別構成比では、スマートフォンが94.1%、従来型携帯(フィーチャーフォン)が5.9%となった。

【金融・為替】

◆2月の外貨準備高 13ヶ月ぶりに減少

中国人民銀行の7日の発表によると、2月の外貨準備高は前月比▲270億米ドルの3兆1,345億米ドルと、13ヶ月ぶりに前月を下回った。

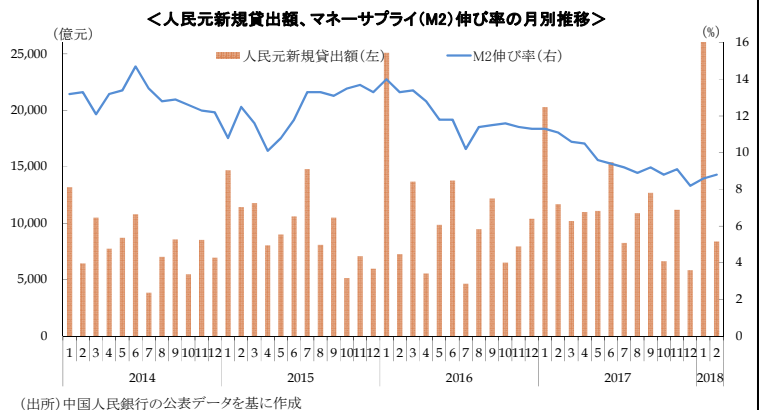
国家外貨管理局は、2月の外貨準備高の減少は、米ドルに対する其他通貨の下落や債券・株式等の資産価格下落等の国際金融市場の変動を反映したもので、中国のクロスボーダー資金移動と外貨需給に大きな変調はないと説明している。



◆2月のクロスボーダー人民元決済額

中国人民銀行の9日の発表によると、2月のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が2,973.8億元、うち、貨物貿易が2,214.9億元、サービス貿易が758.9億元。

直接投資項目が1,531.4億元、うち、対内直接投資が1,148.7億元、対外直接投資が382.7億元となった。

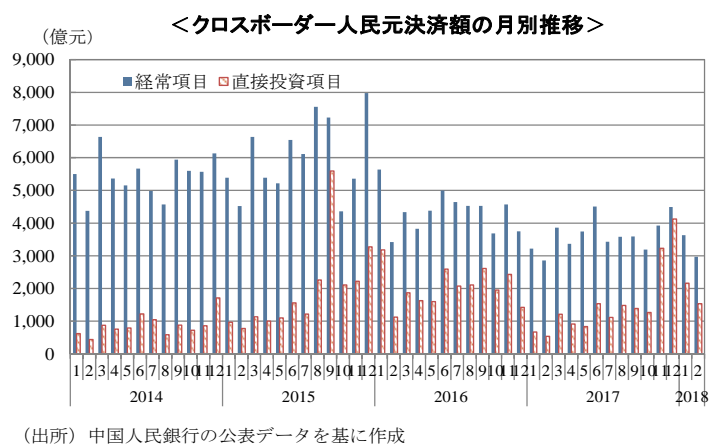


◆1-2月の人民元新規貸出 前年同期比5,407億元増

中国人民銀行の9日の発表によると、2月の人民元新規貸出額は前年同月比▲3,264億元の8,393億元となった。春節時期のずれが統計に及ぶ影響が少ない1-2月の累計では、前年同期比+5,407億元の3兆7,400億元となっている。

实体经济に供給された流動性の量を示す社会融資総量(注)の増加額は前年同月比+828億元の1兆1,700億元となった。

2月末のマネーサプライ(M2)は前年同月比+8.8%の172兆9,100億元と、伸び率は1月末を0.2ポイント上回った一方、前年同月より1.6ポイント下回った。



(注) 社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他

RMB REVIEW

◆緩やかな元安基調が継続

週初(3/5～)オンショア人民元(以下、人民元)の対ドル相場は、6.3284 で寄り付いた。6 日に北朝鮮の非核化に向けた協議実施への期待が高まると、ドル売り地合いとなり人民元は高値 6.3100 まで反発した。週末にかけて米関税措置を巡り、鉄鋼とアルミニウムに対する輸入関税を一部の国で適用除外にすることが決まった。米国の保護主義政策への警戒感が後退すると、ドルが多く主要通貨に対し買い戻され人民元は安値圏 6.35 台前半まで軟化している。

全国人民代表大会(全人代、20 日まで)が 5 日に開幕した。初日に李克強首相が政治活動報告の中で 2018 年の主要経済目標を公表した。注目された実質 GDP 成長率は前年比+6.5%前後(2017 年実績+6.9%)と 2017 年の目標が据え置かれた。この結果、成長率の目標が昨年の実績から低下することになったが、中央経済工作会議(昨年 12 月開催)で既に量より質の高い経済発展へのシフトが提唱されていただけに、人民元相場への影響は限られた。事実、この政府活動報告起草チームの責任者である黄守宏・国務院研究室長も①中国の経済発展はすでに高度成長段階から質の高い発展の段階へと転換しており、②合理的な経済成長率の維持は、構造の最適化・高度化の加速にとってプラスであるとの認識を示している。中国政府は緩やかな景気減速を容認しながら、構造改革を進めていくだろう。

一方、最大の貿易相手国である米国の保護主義化を受け中国経済への下押しも懸念される。実際、トランプ政権は中国が知的財産権を侵害していると、中国からの広範囲な輸入製品に関税を課すことを検討していると関係者の発言が 7 日に一部で報道されている^(注)。トランプ大統領には米国の通商法に基づき、他国による不公正な貿易慣行から国内産業を保護する為、貿易制限を導入できる権限が与えられている。今回は輸入製品の関税のみならず、中国からの対米直接投資の制限も検討されているようだ。加えて、米政権は中国政府に対し、米国の対中貿易赤字額を 1,000 億ドル削減するよう要求したことも報道された。米国の対中貿易赤字額は昨年 3,752 億ドルであった為、約 27%の削減を求められたことになる。こうした動きを受け、中長期的に経常・貿易黒字額の縮小が懸念され、ファンダメンタルズ面からは人民元相場の下押し圧力となる可能性が高い。

こうした中、本日(3/9)発表される米雇用統計で堅調な平均時給の伸びが再確認されるとみられる。これを受け、再び米国の長期金利が上昇する可能性が高く、世界的に株価の重石となりそうだ。このような局面で、ドルは円を除く主要通貨に対し上昇しやすい。月初からのドル売りの流れも一服しており、来週の人民元は対ドルでやや軟調に推移するとみられる。

(注)ブルームバーグは 7 日に関係者の発言を引用する形で、トランプ政権が中国からの広範囲な輸入製品に関税を課すことを検討していると報道した。関係者の話によると、今回は中国による対米直接投資の抑制も併せて検討されている。米企業が中国にアクセス可能な分野での企業買収に限って、中国企業の対米直接投資を容認する案などが議論されている。

(3月9日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2018.03.05	6.3284	6.3113~ 6.3448	6.3406	-0.0066	6.0082	0.0012	0.80959	-0.0010	7.8102	0.0168	3.0000	3411.82	3.17
2018.03.06	6.3352	6.3303~ 6.3483	6.3401	-0.0005	5.9821	-0.0261	0.80958	-0.0000	7.8247	0.0145	2.8300	3446.01	34.19
2018.03.07	6.3287	6.3173~ 6.3312	6.3229	-0.0172	5.9819	-0.0002	0.80638	-0.0032	7.8516	0.0269	2.8300	3426.40	-19.61
2018.03.08	6.3263	6.3240~ 6.3366	6.3321	0.0092	5.9776	-0.0043	0.80806	0.0017	7.8513	-0.0003	2.7800	3445.10	18.70
2018.03.09	6.3474	6.3260~ 6.3594	6.3370	0.0049	5.9388	-0.0388	0.80814	0.0001	7.7963	-0.0550	2.6000	3464.31	19.21

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

税務上の損金算入制限費用と企業所得税確定申告の注意点

＜要旨＞

- 財政部、税務総局は2018年2月11日付けで「公共性寄付金支出の企業所得税税前控除、繰越に関する政策の通知」を公布した。
- 企業所得税法上、損金算入が制限されている費用項目があり、企業所得税確定申告において注意が必要。
- 損金算入が制限されている費用項目には、福利費用、工会費用、従業員教育費用、社会保険、商業保険、接待費用、広告費、公共性寄付金がある。

財政部、税務総局は2018年2月11日付けで「公共性寄付金支出の企業所得税税前控除、繰越に関する政策の通知」(財税[2018]15号)を公布しました。当該通知では、企業所得税法实施条例に従い当年度に税前控除可能な費用を年度利益の12%と上限の設定は変更していないものの、上限を超える金額は発生年度から3年間繰越が可能であると新しく規定しています。当該通知は、2017年1月1日からの施行となり、2016年9月1日から12月31日までに発生した寄付金において控除の上限を超えた部分は2017年度以降の課税年度において控除可能と規定されています。

企業所得税法上、上記の公共性寄付金支出の企業所得税税前控除以外にも損金算入が制限されている費用項目があり、本稿では企業所得税確定申告において、注意が必要となる費用項目を解説します。

1) 給与総額に紐づく費用の制限

給与総額の定義は、実際に給与(工資・薪酬)費用として会計処理された金額の合計となり、社会保険費用(養老保険、医療保険、失業保険、公傷保険、生育保険、住宅積立金)、福利費、組合費用、従業員教育費用は含まれません。

・福利費用

福利費用は給与総額の14%が損金算入の上限となり、超える部分は繰越不可となります。

・工会(組合)費用

組合費用は給与総額の2%が損金算入の上限となり、超える部分の繰越は認められません。

・従業員教育費用

一般企業の従業員教育費は給与総額の2.5%までが当年度の損金算入上限となり、将来年度に繰越しが可能となります。また、2015年1月1日よりハイテク企業においては給与総額の8%までの損金算入が認められることになりました。

2) 社会保険、商業保険費用の制限

・社会保険

社会保険は、「五保一金」と呼ばれており、地域によって比率は異なるものの、規定の比率に基づき納付する

場合全額を費用として損金算入が可能となります。尚、税務上の優遇措置として給与総額の 5%以内であれば、追加で養老保険、医療保険をそれぞれ損金算入することが可能です。

・商業保険

特別な業務を行う従業員の安全に関する保険、出張時の傷害保険などは税務上費用と認められます。尚、投資者あるいは従業員が自ら支払った保険の費用の損金算入は認められません。

3) 接待費、広告費、寄付金の損金算入制限

・接待費

接待費は発生額の 60% (40%は損金算入不可)あるいは販売収入の 0.5%の何れか少ない金額の損金算入が可能であり、損金不算入額の繰越は認められません。当該損金不算入費用は、会計と税務の永久差異となります。

・広告費

一般企業の広告費は当年度の販売収入の 15%、化粧品、医薬品、飲料品の製造販売 (酒類製造販売は含まない)を行っている企業は当年度の販売収入の 30%の損金算入が認められ、超過部分は翌年以降に繰越しが可能です。

・公共性寄付金

公共性寄付金は、企業所得税法实施条例第 51 条において、「企業が公益性のある社会团体或いは省級以上の人民政府およびその部門を通じて行うものを指し、《中華人民共和国公益事业寄付金法》に規定する公益事业の寄付金である。」と規定されています。上述した通り、財税[2018]15号通知により、当年度の純利益の 12%を超える部分は、3年間繰越が可能となります。

繰越が認められる費用項目は会計と税務処理における一時差異となり、繰延税金資産の計算の対象となり、企業所得税費用の計算に影響を与えますので、注意が必要となります。

上海衆逸企業管理諮詢有限公司
(上海ユナイテッド アチーブメント コンサルティング)
パートナー 大城哲辞 (米国公認会計士)

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2018 年 4 月 15 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>